

振り込め詐欺救済法について

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(平成20年6月21日)が施行されました。つきましては、この法律の定める手続きについて、下記のとおりご案内申し上げます。

☆法律の概要

振り込め詐欺の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に残っている残高について、犯罪被害金の支払手続き等を定めた法律です。

☆支払対象となる「犯罪利用口座」

本法律で対象となる「犯罪利用口座」は、詐欺等他の人の財産を害する、いわゆる「振り込め詐欺」、「インターネットオークション詐欺」、「ヤミ金融」等の犯罪行為において、振込先となった預金口座です。

☆被害金の分配方法

- ・被害金の分配金は「犯罪利用口座」に残っている残高で分配されます。
- ・複数の被害者から支払要請がある場合は、被害額に比例して按分したうえで支払われます。
- ・「犯罪利用口座」に残高がない場合および残高が1,000円未満の場合は、この法律による支払手続きの対象とはなりません。

☆被害の方の手続きの流れ

- ①被害者の方より、警察、振込した口座のある金融機関への届出。
- ②振込した口座のある金融機関より、預金保険機構に対して口座の失効手続。
- ③預金保険機構による口座失効公告(約2か月)。
- ④預金保険機構による支払手続公告(約1か月)。
- ⑤被害者の方より、振込した口座のある金融機関への支払申請手続。
- ⑥振込した口座のある金融機関より、被害者の方への被害金分配。

※被害者の方へ分配金が支払われるまでには、少なくとも90日以上かかりますのでご了承ください。

☞振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報については、「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。 <http://furikomesagi.dic.go.jp>

手続きについてのお問い合わせは、当組合本支店の窓口にお申し出ください。